

## 注釈

保護健康情報の入手、使用、開示または保管から生じる機密保護問題を行政的および法的に監視するために、本項では衛生行政機関に保護健康情報の機密保護状態に関する年1回のレポートを作成することを求めている。本レポートは、[州衛生行政機関]の衛生行政情報官により発行されたガイドラインに従って作成されなければならない。

州内の衛生行政機関が作成したすべての機密保護レポートは、保護健康情報の機密保持の状況に関する州全体の概略報告を作成する[州衛生行政機関]の衛生行政情報官に配布されなければならない。本概略報告は、衛生行政機関に対して報告を請求した日から90日以内に、[州衛生行政機関]によって作成されなければならない。州全体の概略報告は、保護健康情報の機密保護を改善するために、本法に対する修正についての州衛生行政機関の勧告と共に[州立法府]に発行されなければならない。

本項の下に作成された報告書は公開情報であるので、これらの報告書はいかなる保護健康情報も含んではならない。

## 第VI条

### 公正な情報管理業務

#### 第6条第101項 保護健康情報への個人アクセス

[a] 閲覧機会 保護健康情報に関する調査の請求を受けてから14日以内に、衛生行政機関は、衛生行政機関の所有する、請求人に関わるか関係するそのような情報の複写を通常の就業時間中に閲覧する機会を請求人に提供しなければならない。

[b] 提供される複写 衛生行政機関は、請求人の保護健康情報に関する複写の請求を受けてから10日以内に、請求人が本項に従って閲覧を承認された機関の所有する保護健康情報の複写を無料で提供しなければならない。

[c] 説明 請求があり次第、衛生行政機関は、保護健康情報に見られるあらゆるコード、略語、表記、またはその他のマークについて説明しなければならない。衛生行政機関は、元の形態以外の保護健康情報の作成または再公式化に責任を負うものではなく、単に説明の目的だけに行う。

#### 注釈

第II条、第III条、第IV条および第V条は、保護健康情報の入手、使用および開示を制限し、またこの情報の厳格な機密保持を義務づけることによる、個人のプライバシーに対する基本的な保護を規定している。本条、本項および以降の項では、本法は、個人が自己の保護健康情報にアクセスし、誤った、不完全な、または間違っただけの情報を衛生行政機関が訂正、修正または削除するよう要求する権限を個人に与えるものである。

本項では、衛生行政機関は、調査の請求〔第1条第103項(17)に定義〕を受けてから14日以内に、個人の保護健康情報の閲覧を個人に許可するように明確に義務づけられている。請求人〔第1条第103項(18)に定義〕は、通常の就業時間中に、衛生行政機関が所有するこの個人の保護健康情報の複写を閲覧することを許可されている。保護健康情報の複写は、請求を受けてから10日以内に、請求人に無料で提供されなければならない。

衛生行政機関が所有する保護健康情報は、請求人が様々な理由で理解できないか、理解しない略号、医学用語もしくはその他の用語の略語、表記、その他の記号を含む可能性がある。請求があれば、衛生行政機関は、保護健康情報に見られるあらゆる略号、略語、表記、またはその他の記号に関して、機関が知る範囲で説明しなければならない。しかし、本機関は、単に説明の目的だけで保護健康情報を元の形態以外で作成または再編集する責任はない。したがって、例えば、保護健康情報に数字コードが多い場合、衛生行政機関はその意味を説明する必要があるが、請求人のためにその意味を明白に説明する情報を物理的に作成する必要はない。

#### 第6条第102項 保護健康情報への個人アクセスに関する制限

[a] 適正な制限 すべての閲覧または複写の請求に対して、時間、場所および頻度に関する適正な制限を設定することができる。衛生行政機関は、請求人とともに当該保護健康情報を調査

する要請を請求人にすることがあるが、そのような調査は情報提供の必要条件ではない。

[b] その他の人に関連する情報 請求人の保護健康情報に含まれる、他の人の健康状態または他の機密情報に関するいかなる情報も、閲覧または複写の目的において削除されなければならない。

[c] 無関係な情報 請求人の保護健康情報に含まれる、請求人の健康状態に関係のないいかなる情報も、閲覧または複写の目的において削除することができる。

[d] 情報の差し止め 衛生行政機関は、次の場合は機関の所有する保護健康情報を閲覧する請求人の機会またはそのような情報の複写の請求を拒否することができる。

(1) 保護健康情報の調査を許すことにより、請求人の情報アクセス権を上回る重大かつ特定しうる損害が請求人またはその他の人に及ぶことを、衛生行政機関が明白で確固たる証拠を通して示すことができる場合。

(2) 親または後見人が情報の対象である〔州法が規定する年齢を挿入〕歳以上の個人に関する保護健康情報へのアクセスを請求し、その個人が、情報を所有する衛生行政機関から請求の通知書を受け取ってから7日以内にそのようなアクセスに対して異議を唱える場合。

(3) この情報が、主に法的手続きを想定して集められるか、その使用のために集められる場合。

[e] 請求拒否 衛生行政機関が保護健康情報の閲覧または複写に対する請求を拒否する場合、本機関が請求の対象であるいかなる保護健康情報も所有しないなど、そのような請求を拒む理由を文書で通知しなければならない。

[f] 不服申立て 請求人は、州法または地域の条例に従い〔州衛生行政機関〕によって公布された不服審査手続きの下、そのような決定に不服申し立てすることができる。

## 注釈

先の第6条第101項は、衛生行政機関が請求人〔第1条第103項(18)に定義〕に請求人の保護健康情報を閲覧することを許可し、この複写を提供する肯定的要件について規定している。本項はこれに関するいくつかの制限について規定している。

本項は、衛生行政機関が、すべての閲覧および複写請求について時間、場所および頻度に妥当な制限を設けることを一般的に認めている。これらの制限の妥当性については不服申立てにより異議が唱えられることが考えられるが、本項の意図は、保護健康情報の閲覧および複写に対するある一定の裁量を機関に与えるというものである（裁量が本法と相反して行使されない限り）。

人が保護健康情報の閲覧を請求した場合はいつでも、衛生行政機関は、当該保護健康情報を請求者とともに調査することを請求人に要請することができる。この調査は情報提供の必要条件ではなく、したがって、請求人は閲覧する権利を拒否されることなしにこの調査要請を退けることができるが、この調査には、慎重な扱いを要する可能性がある健康情報（HIV状態など）について、機関が請求人と話し合うことができるようにとの意図がある。

請求人の保護健康情報に含まれる、他の人の健康状態または他の機密情報に関するいかなる情

報も、閲覧または複写の目的において削除されなければならない。本要件は、請求人の保護健康情報に健康状態または他の機密情報が含まれる可能性がある他人のプライバシーを保護するものである。さらに、請求人の保護健康情報に含まれる、請求人の健康状態に関係のないかなる情報も、閲覧または複写の目的において衛生行政機関が削除することができる。本法は特に保護健康情報を管理するものであり、個人が衛生行政機関の所有する他の情報にアクセスすることを許可するものではない。しかし、他の連邦および州の個人情報保護法および「情報の自由」法により、個人がこの情報にアクセス可能な場合がある。

閲覧請求または複写請求が完全に拒否されるケースは、非常に限られている。衛生行政機関は、次の場合に機関の所有する保護健康情報を閲覧する請求人の機会またはそのような情報の複写の請求を拒否することができる。(1) 保護健康情報の調査を許すことにより、請求人の情報アクセス権を上回る重大かつ特定しうる損害が請求人またはその他の人に及ぶことを、衛生行政機関が明白で確固たる証拠を通して示すことができる場合。(2) 親または後見人が情報の対象である[州法が規定する年齢を挿入]歳以上の個人に関する保護健康情報へのアクセスを請求し、その個人が、情報を所有する衛生行政機関からの請求の通知書を受け取ってから7日以内にそのようなアクセスに対して異議を唱える場合。この規定は、閲覧および複写を許可する前に、そのような未成年に対し、その未成年の親または後見人が提出した請求書について通知することを求めている。あるいは(3) この情報が、主に法的手続きを想定して集められるか、その使用のために集められる場合。

保護健康情報の閲覧および複写請求のいかなる拒否においても、衛生行政機関は、本機関が請求の対象であるいかなる保護健康情報も所有しないなど、そのような請求を拒む理由を文書で通知しなければならない。請求人はそのような拒否に対して不服申し立てすることができる。これらの拒否は、州法または地域の条例に従い[州衛生行政機関]によって公布された不服審査手続きに従った不服申し立てにおいて処理されなければならない。

#### 第6条第103項 情報の精度。

[a] 概要 衛生行政機関は、保護健康情報の精度および完全性を合理的に保証しなければならない。

[b] 訂正 第6条第101項に従った保護健康情報コピーの閲覧または調査後、請求人は誤った、不完全な、または間違った情報を衛生行政機関が訂正、修正または削除するよう要求することができる。

[c] 訂正する義務 衛生行政機関は、請求から14日以内に誤った、不完全な、または間違った情報を訂正、修正または削除しなければならない。ただし、この変更が合理性に基づいていると衛生行政機関が判断した場合とする。請求人は、情報の訂正、修正、削除必要性を証明する責任を有する。

[d] 文書による通知 請求人は訂正、修正または削除が行われること、あるいは請求の全部または一部が拒否される理由について文書により通知されることとする。

[e] 不服申立て 請求人は、州法または地域の条例に従い〔州衛生行政機関〕によって公布された不服審査手続きの下、誤った、不完全な、または間違っただ情報を訂正、修正または削除する要求を拒否する衛生行政機関のいかなる決定にも不服申し立てすることができる。

[f] 述書の保管 保護健康情報の正確さに異議を申し立てる請求人の略述書、この情報が所有される限り、衛生行政機関により保管されなければならない。衛生行政機関は、請求人の保護健康情報で異議が申し立てられた項目を、元の文言および請求人が要求する変更を含め、記録しなければならない。この略述書は、保護健康情報を受けることを承認されたすべての人に送られなければならない。

[g] 以降の通知 衛生行政機関は、請求人により指名された全ての人、または既知の入手または開示を以前に行っているその他の人に対して、保護健康情報の訂正、修正または削除を通知するための適正な措置をとらなければならない。

#### 注釈

本項は、衛生行政機関に保護健康情報の精度および完全性を合理的に保証することを義務づけている。合理性の基準を規定したのは、保護健康情報の精度および完全性の維持に関連して、ある程度の融通性を衛生行政機関に与えるためである。しかし、この基準の下、[b] 小節の下に請求人〔第1条第103項(18)に定義〕によって衛生行政機関が注目することとなった、誤った、不完全な、または間違っただ情報に訂正、修正または削除を行わないことを正当化することはできない。衛生行政機関は、請求から14日以内に誤った、不完全な、または間違っただ情報を訂正、修正〔第1条第103項(3)に定義〕または削除しなければならない。ただし、この変更が合理性に基づくと同機関が判断した場合とする。請求人は、情報または請求する措置の裏づけを提示することによって、情報が訂正、修正または削除される必要があることを証明する責任を有する。

請求人は訂正、修正または削除が行われることを、衛生行政機関によって文書により通知されることとする。あるいは、請求の全部または一部が拒否される理由についても文書により通知されることとする。請求人は、州法または地域の条例に従い〔州衛生行政機関〕によって公布された不服審査手続きにより、いかなる拒否の決定に対しても不服申し立てすることができる。

えどのような措置がとられようと、衛生行政機関は、当該保護健康情報が所有される限り、その情報の正確さに異議を申し立てる請求人の略述書を保管しなければならない。衛生行政機関は、請求人の保護健康情報で異議が申し立てられた項目を、元の言および請求人の要求する変更を含め、記録しなければならない。この略述書は、保護健康情報を受けることを承認されたすべての人に送られなければならない。これは基本的に保護健康情報の一部となる。

保護健康情報に対して訂正、修正または削除が行われる場合はいつでも、衛生行政機関は、請求人により指名される全ての人、または既知の入手または開示を以前に行っているその他の人に通知するための適切な措置をとらなければならない。

#### 第6条第104項 不服申立て

[a] 概要 第6条第102項[f]または第6条第103項[e]に従う全ての行政不服申立てが尽くされた場合は、請求人はしかるべき司法権を有する連邦裁判所または地方裁判所において衛生行政機関の決定に対して不服申し立てすることができる。

[b] 判決 裁判所は、保護健康情報、行政記録およびその他の採用証拠に関する非公開調査に基づく衛生行政機関の措置または決定に合理的な根拠が存在するか判定しなければならない。

[c] 救済 個人の救済は、請求された情報を閲覧または複写する機会を請求人に提供すること、あるいは誤った、不完全な、または間違った情報を訂正、修正または削除することを衛生行政機関に求める決定に制限される。

#### 注釈

本項は、第6条第102項[f]または第6条第103項[e]の下、行政不服申立ての権利を尽くした請求人〔第1条第103項(18)に定義〕が、しかるべき司法権を有する連邦裁判所または地方裁判所において衛生行政機関の決定に対して不服申立てを行うことを認めるものである。不服審査後の上訴手続きは、一般に州法または地域の条例に従って行われなければならない。裁判所は、当該の保護健康情報、行政記録およびその他の採用証拠に関する〔公衆が不在の密室での〕非公開調査に基づく衛生行政機関の措置または決定に合理的な根拠が存在するかを判定しなければならない。

本条項で規定する不服申立てによる個人の救済は、請求された情報を閲覧または複写する機会を請求人に提供すること、あるいは誤った、不完全な、または間違った情報を請求のように訂正、修正または削除することを衛生行政機関に求める決定に制限される。個人損害の裁定は、単に、そのような決定に対する不服申立てに従ってなされてはならない。

## 第VII条

### 刑事制裁および民事救済

#### 第7条第101項 刑事罰

[a] 衛生行政官一般 本法により保護健康情報が保護される事実を故意または意に介さず無視し、本法に違反して保護健康情報を故意に入手または使用し、あるいは情報を受ける法的権利のない人への情報の開示を行ったいかなる行政官も重罪に問われる。有罪判決が下れば、本行政官は、[約 60 万円 (5,000 ドル)] 以下の罰金または [3] 年以下の懲役、あるいはその両方によって処罰される。

[b] 違法開示 本法により保護健康情報が開示から保護される事実を故意または意に介さず無視し、故意に情報を受ける法的権利のない人または団体へ保護健康情報を開示したいかなる人も軽犯罪に問われる。有罪判決が下れば、本人は、[約 60 万円 (5,000 ドル)] 以下の罰金または 1 年以下の懲役、あるいはその両方によって処罰される。

[c] 違法アクセス 贈収賄、不正、窃盗、詐欺、あるいは他の身元、使用目的または情報受給権の詐称などのあらゆる違法手段によって、本法に違反して保護健康情報を閲覧、複写、調査または入手したいかなる人も重罪に問われる。有罪判決が下れば、本人は、違反ごとに [約 600 万円 (50,000 ドル)] 以下の罰金または [5] 年以下の懲役、あるいはその両方によって処罰される。

[d] 営利または悪意による危害 本項の小節 [a~c] の下、営利目的または危害を意図的に与える目的で本法に違反したいかなる人も重罪に問われる。有罪判決が下れば、本人は、違反ごとに [約 600 万円 (50,000 ドル)] 以下の罰金または [5] 年以下の懲役、あるいはその両方によって処罰される。

[e] 罰則の引き上げ ある 1 件の違反か、以前の違反とは異なる状況または [a~d] 小節に記載される一連の状況に関連する複数の違反から生じた有罪判決について、2 回目以降の各有罪判決に対して、[a~d] 小節に記載の最高刑は 2 倍となる。

[f] 時効 本項の下のいかなる訴訟も、訴訟の原因が生じてから [3] 年以内に、訴訟が開始されない限り、排除される。

[g] 個別の罪 本法の個々の違反は、個別の起訴できる罪である。

#### 注釈

[a] 小節は、衛生行政官が本法に違反して保護健康情報を故意または意に介さない無視により入手、使用または開示し、本行政官が、その行為が禁止されていることを認識していたか、認識すべきであった場合、いかなる衛生行政官 [第1条第103項(15)に定義] も重罪とすることを規定している。衛生行政官は、主に、本法を順守し、本法を実施することを目指し、責任を負うものである。本小節は、本法の違反に対する刑罰を規定する。これには、本法により保護健康情報が開示から保護される事実を故意または意に介さない無視により、故意に情報を受ける法的権利のない人または団体へ保護健康情報を開示した行政官が含まれる。また、正当な機密保護

措置もしくは他の手法の実施により違反を防止する責任を直接的に有する行政官、または監督責任を意に介さず無視することで違反の発生を助長させた、または可能にした行政官も含む。したがって、例えば、監督者の部下が本法に違反し、監督者が違反につながる状況または違反自体を知っていた場合において、監督者は、部下とともにこの違反に対して刑事上の責任を有する可能性がある。しかし、本小節は、第 5 条第 102 項の下で衛生行政情報官は、衛生行政機関内における各衛生行政官の上官または監督官であると言明しているのではない。この判断は、状況によって個々に行われなければならない。州ごとに罰則の期間を設定できるが、本法は、有罪判決において、行政官を、違反ごとに [約 60 万円 (5,000 ドル)] 以下の罰金または 3 年以下の懲役、あるいはその両方によって罰することを提言する。罰金および/または禁固の実際の範囲は、裁判所の裁量により決まる。

[b] 小節は、本法の第 IV 条の開示規定に違反して保護健康情報を故意または意に介さない無視により開示し、本人が、その行為が禁止されていることを認識していたか、認識すべきであった場合、いかなる人 [第 1 条第 103 項 (10) に定義] も軽罪に問われる。衛生行政官は本法で定義される「人」であるが、本法の開示規定に違反する、そのような行政官の行為は、[a] 小節の下において適切に起訴される。衛生行政官が [a] および [b] の下で、本法の開示規定の同じ違反により起訴されることは、本法の意図するところではない。前述のように、州ごとに罰則期間を設定することができるが、本法は、有罪となった人を、違反ごとに [約 60 万円 (5,000 ドル)] 以下の罰金または 1 年以下の懲役、あるいはその両方によって罰することを提言する。

[c] 小節は、贈収賄、不正、窃盗、詐欺、あるいは他の身元、使用目的または情報受給権の詐称などのあらゆる違法手段によって、保護健康情報を閲覧、複写、調査または入手する場合、衛生行政官を含むいかなる人も重罪に問われることを規定している。本小節はあらゆる種類の身分詐称を対象とし、この詐称には、情報にアクセスする権利を与えられた人間を装う最も単純な詐称 [未成年者の法定後見人を装う成人など] から、例えば、承認なしに暗号化コードを使用して、保護健康情報のコンピュータ・データベースにアクセスする場合などのより複雑な詐称まである。有罪判決が下されば、本法は、違反ごとに約 600 万円 (50,000 ドル) 以下の罰金または 5 年以下の懲役、あるいはその両方によって人を罰することを提言する。

[d] 小節は、小節 [a~c] の下、営利目的または危害を意図的に与える目的で本法に違反したいかなる人に対しても罰則を強化することを規定している。本小節は、犯罪の動機が営利目的か、または犯罪の意図が、特定可能な個人または集団に対して危害を与えるためであったかの事実を判定することを求めている。その判定が為され、有罪が決まれば、その人は重罪となり、本法は、違反ごとに約 600 万円 (50,000 ドル) 以下の罰金または 5 年以下の懲役、あるいはその両方によって罰することを提言する。

[e] 小節は、ある 1 件の違反か、以前の違反や一連の関連違反とは場所、方法、時間の点で異なる、あるいは区別可能な一連の状況に関連する複数の違反から生じた有罪判決について、2 回目以降の有罪判決ごとに、当法の下、[a~d] 小節に記載の最高刑は 2 倍となることを規定している。したがって、(以前に、本法に違反して有罪となった後) 本法に違反して有罪となった



人に対して、2回目以降の有罪判決を裏づける行為と異なる行為を基にして、最高刑を2倍にすることができる。

[f] 小節は、いかなる訴訟も、訴訟の原因が生じてから3年以内（推奨される期間）に開始することを求めている。したがって、開示違反が2000年1月1日に生じた場合、検察官は、2003年1月1日までに本法に違反した人を起訴しなければならない。

[g] 小節は、本法の個々の違反が、個別の起訴可能な罪であることを確認している。したがって、ある期間にわたって生じた本法の一連の違反は、刑事責任および刑事罰を評価する目的で個別に考慮される。つまり、衛生行政官が保護健康情報を2000年1月1日、2000年3月1日および2000年5月1日に無承認で開示した場合、たとえ本開示が場所および方法が実質的に類似しているか、同一人物に対して行ったとしても、これらの罪は3つの異なる罪とみなされる。

#### 第7条第102項 民事執行

〔州司法長官〕またはその他の当該の州もしくは地域の法執行官は、本法を執行するために民事訴訟権を行使することができる。本法の第7条第103項で承認されているように、裁判所により救済が命じられる可能性がある。

#### 注釈

本項は、当該の法執行官が本法の条項を執行するために民事訴訟を起こすことを許可する。もちろん、衛生行政機関に対するそのような法執行官の訴訟は、法執行官が本法の遵守を強制する政治的救済権を有する場合、不必要であると思われる。しかし、司法に頼ることが必要な場合もある。したがって、例えば、州検事総長〔またはその職務上の相当者〕は、保護健康情報を受け取り、その後、無承認でこの情報の開示を試みるか、開示を成功させた人に対して、開示要件を執行する訴訟を起こすことができる。これが成功すれば、そのような訴訟が、従来の州政府または地方政府による回復の理論と一致する、第7条第103項で許可されるような同様の民事救済を通して裁判所によって取り上げられる可能性がある。

#### 第7条第103項 民事救済

[a] 概要 次に掲げる事項により権利を損なわれたいかなる人も、本項で規定されるように、救済のための訴訟を起こすことができる。

(1) 保護健康情報の守秘義務および機密保護のための適切な保護手段を課し、維持することの不履行。

(2) 保護健康情報の入手、使用、開示または保管に対して責任を負う人を監督することの不履行。

(3) 本法に違反した保護健康情報の開示。

(4) 本法に対する他の違反。

[b] 適切な救済 裁判所は、衛生行政機関、衛生行政官およびその他の人に、本法を遵守す

るように命じ、不履行を防ぐための命令を含む、他の該当する民事および衡平法上の救済を命じることができる。

[c] 補償的および懲罰的損害賠償 裁判所が本法の違反があると判定する場合、権利を損なわれた人は、違反の結果として受けた損害に関する損害賠償金を受け取る権利を与えられる。損害賠償は、権利を損なわれた人の実際の損害額と、(予定損害賠償金がすべての特定の請求に対して [約 120 万円 (10,000 ドル)] を超えないという条件で) 各違反当たり [約 12 万円 (1,000 ドル)] の予定損害賠償金額の大きい方とする。

[d] 懲罰的損害賠償 裁判所が、故意または甚だしく不注意な行為の結果として、本法の違反があると判定する場合、権利を損なわれた人は、他の損害賠償は除外して、違反した当事者の各違反に対して [約 120 万円 (10,000 ドル)] 以下の懲罰的損害賠償金を受け取ることができる。

[e] 弁護士料 権利を損なわれた人が勝訴すると、裁判所は、非勝訴当事者に対する訴訟で要した正当な弁護士料と他のすべての正当な費用を査定することができる。

[f] 連帯責任・非連帯責任 責任当事者は、補償的損害賠償、弁護士料またはその他の裁定を下された費用に対して共同および個別に責任を有する。

[g] 時効 いかなる訴訟も、本項の下、訴訟の原因が生じてから、あるいは権利を損なわれた人またはその法定代理人によって発見されたもしくは発見されるべきであった時点から 1 年以内に訴訟が開始されない限り排除される。

[h] 個別の罪 本法の個々の違反は、個別の起訴できる罪である。

[i] 既存の救済措置 本項は、他の適用法の下で権利を奪われた人またはその法定代理人が損害賠償金を受け取る権利を制限または拡大しない。

## 注釈

[a] 小節は、本法の違反により権利を奪われるあらゆる人 [第 1 条第 103 項(10)に定義] に、次の 4 つの義務に反する単独または複数の責任当事者に対して当該の司法権を有する裁判所に訴訟を提出することを認めている。(1) 保護健康情報の守秘義務および機密保護のための適切な保護手段を課し、維持することの不履行、(2) 保護健康情報の入手、使用、開示または保管に対して責任を負う人を監督することの不履行、(3) 本法に違反した保護健康情報の開示、または(4) 本法に対する他の違反。

権利を傷つけられた当事者が民事裁判において責任当事者を訴える権利は、憲法上および制定法上の当事者適格に関する標準概念と一致する。違反の主張に関する立証責任は、本法で指定していない限り、権利を傷つけられた人にある。陪審による裁判の選択権は、州の訴訟手続きの慣例によって、保証されている場合と保証されていない場合がある。

[b] 小節は、裁判所が本法に違反した衛生行政機関、衛生行政官およびその他の人に、本法を遵守するように命じ、不履行を防ぐための命令を含む、他の該当する民事および衡平法上の救済を命じることを一般に認めている。認められた特定の救済は、[c]、[d] および [e] 小節に記載されるが、裁判所は、その他の救済を認める裁量権を有する。

[c] 小節は、陪審裁判または裁判官裁判を通して、裁判所が本法の違反が生じていると判定した場合、権利を傷つけられた人は、違反の結果として受けた損害に対する損害賠償金を受け取る権利を与えられることを規定する。損害賠償額は、権利を傷つけられた人の実際の損害額と、各違反 [約 12 万円 (1,000 ドル)] (勧告額) の予定損害賠償金の大きい方とする。予定損害賠償金は、権利を奪われた人の特定の請求に対して、勧告価格 [約 120 万円 (10,000 ドル)] を超えてはならない。

[d] 小節は、他のすべての補償的損害賠償は除外して、故意または甚だしく不注意な行為の結果として生じた各違反に対して、権利を傷つけられた人が、法令による上限 [本法の勧告額約 120 万円 (10,000 ドル)] 以下の懲罰的損害賠償金を受け取ることを認めている。懲罰的損害賠償額は、故意または甚だしく不注意な方法で本法に違反した責任当事者に限り算定される。

[e] 小節は、権利を傷つけられた人が勝訴した場合、権利を傷つけられた人が非勝訴当事者に対して、訴訟で要した正当な弁護士料と他のすべての正当な費用を請求することを認めている。弁護士料および正当な費用の受け取りを容認することで、本法の独立執行メカニズムおよび権利を傷つけられた人による請求が促進させる。

[f] 小節は、責任当事者が、懲罰的損害賠償のほか、裁定を下されたすべての損害賠償に対して共同および個別に責任を有することを明確にしている。簡単に述べると、本法に違反し、この結果、権利を傷つけられた人に対する権利侵害に同じく関与した責任当事者は、本権利侵害に対して個別に責任を有する。したがって、不正行為回復の原則の下、各責任当事者は、裁判所により命じられる救済に対する責任を負うことがある。

[g] 小節は、本項の下で民事訴訟を起こす時効期間を指定する。いかなる訴訟も、訴訟の原因が生じてから 1 年以内 (本法での勧告期間)、あるいは権利を傷つけられた人またはその法定代理人によってその原因が発見されてから 1 年以内または発見されるべきであったと合理的に判断される時点から 1 年以内に、訴訟が開始されない限り排除される。この時効規定は、生じてからかなりの時間がたつまで、権利を傷つけられた人またはその法定代理人により発見されない可能性のある本法の違反に対して、民事訴訟を起こすことを認めるための「発見プロング (discovery prong)」を取り入れるものである。したがって、開示違反が 2000 年 1 月 1 日に生じた場合、権利を奪われた人は責任当事者に対して、2001 年 1 月 1 日まで起訴を起すことができる。しかし、権利を傷つけられた人またはその法定代理人による開示違反が、2000 年 6 月 1 日までに発見されず、それ以前に発見できなかつたと合理的に判断される場合、時効はもう 6 ヶ月延長される。結果として、民事訴訟は 2001 年 6 月 1 日まで起こすことが可能となる。

[h] 小節は、本法の個々の違反が、個別の起訴可能な罪であることを確認している。したがって、ある期間にわたって生じた本法の一連の違反は、民事訴訟および損害賠償について判断する目的で個別に考慮される。同じ情報の複数の開示が関与する本法の違反、またはこの情報で特定される複数の人が関与する違反は、個々の開示違反および特定された個々の個人に対して訴訟可能とみなされる。

[i] 小節は、本項が本法の下で民事救済の制定法上の資源 (statutory source) を認めてい

るが、本項は不法行為または本法で規定される理論以外の他の理論に対する請求を起こすことを排除するものではない。

#### 第7条第104項。免責

[a] インフォームドコンセントによる開示 いずれの人も、第4条第102項の正当なインフォームドコンセントに基づいて保護健康情報を開示した結果として、本法の下で刑事制裁または民事責任の対象とはならない。

[b] 監督官 本法のいずれかの条項に違反した衛生行政官の上官または監督官であるいかなる衛生行政官も、次の場合、代位責任の理論において、本法の下の民事救済の対象とはならない。

(1) 上官または監督官が、違反または違反につながる行為について、事前に現実的または推定的知識を持たなかった。

(2) さもなければ、上官または監督官に、違反の発生を防止する直接的な責任がなかった。

[c] 開示の付随的文言の欠如 衛生行政官以外のいかなる人も、元の情報開示に第4条第103項 [d] により求められる文言が付与されていない場合において、本法に違反して保護健康情報を開示した結果として、刑事制裁または民事責任の対象とはならない。しかし、本小節は、以前の開示においてそのような文言を含めることを怠った衛生行政官またはその他の人を、刑事制裁または民事責任から免除するものではない。

[d] 親または後見人 未成年者の親もしくは後見人、または個人に法的に指名された後見人であるいかなる人も、そのような親または後見人が本法に従って、この個人に関する保護健康情報を合法的に入手した場合、保護健康情報を開示した結果として、本法の下で刑事制裁または民事責任の対象とはならない。

#### 注釈

[a] 小節は、本法自体の文言に暗に含まれている意味を明らかにする。すなわち、情報の対象である個人 [またはその法定代理人] の正当なインフォームドコンセントに基づいて保護健康情報を開示するならば、その人は本法に違反していないことを明らかにしている。結果として、いかなる刑事制裁または民事責任も、その開示の結果に関わりなく、この方法で開示する人に対して評定することはできない。これは開示の予見できる結果または予見できない結果を受け入れ、個人の保護健康情報の開示を認めた個人の責任となる。

[b] 小節は、監督衛生行政官の、その部下またはその権限下にある他者の行為に対する民事責任を限定する。本小節は、監督衛生行政官が、(1) 違反または違反につながる行為について、事前に現実的または推定的知識を持たなかった場合と (2) さもなければ、違反の発生を防止する直接的な責任を持たなかった場合には、代位責任の理論において、本法で規定する民事救済の対象とはならないことを言明している。したがって、例えば、監督官が違反につながるあらゆる状況または違反自身について知らずに、監督官の部下が本法に違反した場合、あるいは妥当な機密保護措置もしくは他の手法の実施により違反を防止する責任を直接的に持たなかった場合は、

監督官は部下の違法行為に対して責任を持たない。第5条第102項で規定する衛生行政情報官は、衛生行政機関内における各衛生行政官の上官または監督官であると言明することは、本小節の意図するところではない。この判断は、個々に状況によって行われなければならない。

[c] 小節は、元の情報開示に第4条第103項[d]により求められる文言が付与されていない場合において、本法に違反して保護健康情報を開示する衛生行政官[本法に関する知識を有する責任を負う。これは主に、そのような行政官が本法の用語の十分な知識を有する必要性による]以外のいかなる人も刑事責任および民事責任から免除する。保護健康情報の開示に義務付けられる文言が付与されていないことを示すことが可能であれば、この情報を受け取り、引き続いて開示した個人は、そのような開示が本法に違反していたとしても、責任から免除される。しかし、開示する際にそのような文言を含めることをしなかった衛生行政官またはその他の人は、責任から免除されない。

[d] 小節は、未成年者の親もしくは後見人、または個人に法的に指名された請求を行う後見人に対して、そのような親または後見人が本法に従って、未成年または被後見人に関する情報を合法的に入手した場合、保護健康情報のあらゆる開示に対する刑事免責および民事免責を与えている。本小節の根底にある前提は、親および子、ならびに後見人および被後見人による開示は、以降の保護健康情報の開示が子または被後見人の安全性、健康または幸福に必要と考えられ[またはこれらの関係の根底にあるその他の理由のために]、したがって、親または後見人はいかなる開示にも責任がないというものである。

#### 第7条第105項 適用される行政手続法

第2条第101項および第3条第101項に規定される保護健康情報の入手および使用に関して通知される公示または下される決定を含む(がこれに限定されない)、本法に従って起こされるいかなる衛生行政機関の措置にも、州[行政手続法(APA)]が適用されなければならない。州の裁判所は、APAに従って機関の最終措置を調査する司法権を有し、モデル州公衆衛生個人情報保護法の要件に一致しないいかなる措置も停止または永久に禁止することができる。

#### 注釈

本項は、本法[モデル州公衆衛生個人情報保護法]に従った衛生行政機関のいかなる措置も、州の行政手続法(State's Administrative Procedure Act: APA)[または他の相当する法律]が適用される範囲まで、APAが適用されることを求めている。これには保護健康情報の入手または使用に関して、第2条第101項および第3条第101項の下に行われる公示要件または決定が含まれる。本項は、さらに州内の裁判所にAPAに従って機関の最終措置[APAと一致して定義]を調査する権限を与える。司法権を有して調査を行う裁判所は、モデル州公衆衛生個人情報保護法に一致しない衛生行政機関の措置を停止または永久に禁止する権限を有する。本項に整合して、同様に、調査を行う裁判所は、州のAPAに従って認められているあらゆる将来の救済もさらに行使することができる。

## 第 VIII 条

### 雑則

#### 第 8 条第 101 項 表題

本法は、モデル州公衆衛生個人情報保護法として引用することができる。本法の目的のために、条、項および小節の表題および副題は指導的なものであるが、拘束力は持たない。

#### 注釈

本項の 2 番目の条項では、説明目的で、州法解釈の原則は何であるのか、すなわち、本法は、それぞれの条、項および小節の規定の文章内に述べる文言から構成されることを、典型を挙げて再度述べている。本法の目的のために、条、項および小節の表題および副題は指導的であるとみなされる。これらは法の一部とはみなされず、したがって、法を解釈する裁判所または他の機関で拘束力を持たない。

#### 第 8 条第 102 項 均一性規定

本法は、本法を制定する州間で、本法の対象に対して法を均一にするという一般目的を実現するために適用および解釈されなければならない。

#### 注釈

本法の目的は、衛生行政機関による保護健康情報の入手、使用、開示および保管に適用される模範的な法を作成することである。本規定は、本法を解釈または適用する裁判所またはその他の機関が、その規定を完全または実質的に同様な形態で制定する州間で、この一般的題目に関する法律を均一化するように解釈することを求めている。

#### 第 8 条第 103 項 可分性

本法の規定は分離して扱うことができる。本法のいかなる規定、またはいかなる人もしくは状況に対する適用についても、それが司法権を有する連邦裁判所または州裁判所で無効とされた場合、この無効は本法の他の規定または適用に影響を及ぼさず、本法は無効な規定または申請抜きで施行される。

#### 注釈

これは、標準的な可分性条項であり、これまで無数の州または地域での法律制定で利用されている。これは 1985 年に統一州法の全米行政官会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) により立案された統一保健医療情報法 (Uniform Health-Care Information Act) 第 9 条第 103 項の規定と類似している。本条項は、簡単にいえば、司法権を有する連邦裁判所または州裁判所で他の規定が無効とされた場合でも、それ以外の本法の規定が依然として有効であるとしている。

#### 第8条第104項 無効

次の法令、法、またはその一部は、本法の成立により明白に無効とされる。

- (1) [本法の成立を考慮して各州で挿入]
- (2) [本法の成立を考慮して各州で挿入]
- (3) [本法の成立を考慮して各州で挿入]

#### 注釈

本法の成立により既にある法令が事実上無効となると州立法府が判断する限りにおいて、本項では、これらの規定について明白に述べている。本法の成立により無効となる法令を明白に述べなかったとしても、内容が相反する既存の法律が無効にならないということにはならない。第8条第106項[b]の下、相反する既存州法は置き換えられる。

#### 第8条第105項 保護条項

法律または規制が本法の規定と一致するか、本法の規定の運用または施行を制限または干渉しない限り、本法は、本法に記載される保護健康情報のプライバシーおよび機密保護の多くを含む他の法律または規制を明確に置き換えるものではない。

#### 注釈

本法またはその規定が保護健康情報のプライバシーおよび機密保護の基礎とみなされる場合は、そのような保護が本法と一致し、本法の運用および施行を妨げない限り、本規定は、他の州法および地域の条例が保護を強化することを認めている。したがって、例えば、地域によりかなり異なる可能性のある地域の公衆衛生の状況によって、更なるプライバシー保護が適用される場合がある。

#### 第8条第106項 相反する法

[a] 連邦法優位 本法は、連邦法または連邦の規制の遵守を制限するものではない。

[b] 既存の相反する法 本法と保護健康情報または[州行政手続法]に従った行政手続きに関する他の州法もしくは地域の条例または規制との間で相反が見られる場合は、本法の規定が適用される。

#### 注釈

[a] 小節は、合衆国憲法第VI条[2]優位条項の下で、州法はいかなる形態でも連邦法または連邦規制に優先または置き換わることはできないこと明確にしている。連邦衛生行政機関が、衛生行政機関または衛生行政官に本法の規定と相反する方法で措置を施行するように求めるか、またはその義務を課している限りにおいて、そのような要求は合法的である。我々の連邦優位の憲

法システムにおいて、本法または他の州法のいずれも、当該連邦法または規制を遵守する人を制限することはできない。

[b] 小節は、プライバシーおよび機密保護法、一般の健康情報、遺伝情報または医療もしくは公共医療に関する研究に使用する健康情報に関する法律や規制を既に制定している州で、本法が制定されることを認めている。これらの法は、本法の規定と内容が相反する可能性がある。しかし、健康情報が衛生行政機関によって入手、使用、開示または保管される場合、本法が他の相反する法律を除外して適用される。また、本法が州の行政手続法〔または他の同等の条例〕で義務付けられる手続きを超える手続きを求める場合、第7条第105項の文言にもかかわらず、本法の規定により規制される。

#### 第8条第107項 報告書および発効日

[a] 第1次報告 制定日の〔6〕ヵ月後までに、各衛生行政機関の最高位の衛生行政官は、本法が各機関に与える影響に関する報告書を作成し、〔州衛生行政機関〕に提出しなければならない。

[b] 包括的報告 制定日の〔9〕ヵ月後までに、〔州衛生行政機関〕は、法修正の勧告を含め本法の影響に関して、各衛生行政機関に代わり、〔州立法府〕に包括的報告書を発行しなければならない。

[c] 発効日 本法の規定は、その制定日の1年後に発効するものとする。

#### 注釈

[a] 小節は、各衛生行政機関の最高位の衛生行政官に、本法が各機関に与える影響に関する報告書を作成し、〔州衛生行政機関〕に提出することを求めている。本報告書は、本法の発効前に、衛生行政機関に対し、本法制定についての法的、財政的、方針的およびその他の問題に取り組む最後の機会を与えるものである。本報告書の内容および性質は、各機関の裁量に任されるか、〔州衛生行政機関〕がこれらの報告書の書式を管理上規定することができる。

これら報告書は、包括的報告書の発行に向けて、[b] 小節の下で、〔州衛生行政機関〕が検討およびまとめ、本法の発効日の3ヵ月前までに考察のために〔州立法府〕に提出しなければならない。この包括的報告書は本法修正のための拘束力のない勧告を含むことがある。〔州立法府〕は、この報告および勧告を基に本法を修正することができる。

立法府が本法を修正するしないに関わらず、[c] 小節の下で、規定は制定日の1年後に発効する。この発効日の遅延は、州および地域の衛生行政機関にその可決に対応し、情報記録をまとめ、職員に助言し、資源を集結し、さもなければ本法自体の執行のための準備をするための十分な機会を与えるようとするものである。



平成17年度厚生労働科学特別研究  
(保健医療政策分野における主要政策課題の調査・分析に関する研究)  
分担研究報告書

## 2. 評価指標データの広域的分析体制構築に関する調査

分担研究者 遠藤 弘良 (国立保健医療科学院 企画調整主幹)

### 研究要旨

今後の社会情勢の変化に対応可能な保健医療政策を策定することを目的として、広域ブロックを管轄する地方厚生(支)局において集積・分析が可能な指標を開発した。

方法としては、地方厚生(支)局の職員、保健統計専門家、公衆衛生研究者らによるワークショップを計6回開催し、方針の決定、指標の分類・選定などを検討した。

その結果、地方厚生(支)局において集積・分析可能な指標として、住民の視点から、①健康で安心して暮らせる地域社会、②国民が生きがいと尊厳をもって暮らせる地域社会、③安心して子育てできる地域社会、の3つの大目標を設定し、その下に目標を3つずつ、さらにその下に複数の結果指標、中間指標、取り組み指標を設定した。

地方厚生(支)局において集積・分析可能な指標の開発によって、厚生労働省が広域的に地方自治体による社会保障分野の取り組みの水準を分析し、自治体に情報提供することによって、政策に活用することが可能になると考えられる。

### 研究協力者

橋本修二 (藤田保健衛生大学医学部衛生学  
教授)

浅沼一成 (鹿児島県保健福祉部 次長)

阿萬哲也 (船橋市福祉局 局長)

逢見憲一 (国立保健医療科学院公衆衛生政策  
部 主任研究官)

を把握し、以後の対応に活用することを目的とした。

### A. 研究目的

近年、保健医療施策においては、国の統一的な制度・事業では、地域のニーズにきめ細かく対応することが難しいとの指摘もある。

そこで広域ブロックを管轄する地方厚生(支)局が地方自治体による社会保障分野(保健・医療・福祉)の取り組み水準を分析し、その結果を関係者に情報提供する際に用いる tool として活用できる指標を開発し、公表された指標値等を他の自治体と比較すること等により、関係者が当該自治体の取り組み状況

### B. 研究方法

方法としては、地方厚生(支)局の職員、保健統計専門家、公衆衛生研究者らによるワークショップを計6回開催し、方針の決定、指標の分類・選定などを検討した。

### C. 研究結果

#### 1. 概観

地方厚生(支)局において集積・分析可能な指標は、①結果指標:具体的な目標の達成状況を端的に表すもの、②中間指標:行政施策の直接的結果(成果)を表しかつ具体的な目標の達成に不可欠な中間段階の進捗状況を表すもの、③取り組み指標:行政施策としての投入(量・質)を表すもの、の3つのレベ

ルに分類された。住民の視点（サービスを受ける側にとっての関心）に立脚したものとして、Ⅰ．健康で安心して暮らせる地域社会、Ⅱ．国民が生きがいと尊厳をもって暮らせる地域社会、Ⅲ．安心して子育てできる地域社会、の3つの大目標を設定した。各大目標の下に目標を3つずつ設定し、さらに、その下に、複数の結果指標、中間指標、取り組み指標を設定した。

## 2. 基本的考え方

指標の選定に関する基本的な考え方は以下の通り。

目的については、

- ・ 厚生労働省が地方自治体による社会保障分野（保健・医療・福祉）の取り組みの水準を分析しその結果を関係者に情報提供する（地方社会保障情勢報告（仮称））際に用いる tool として活用すること
- ・ 公表された指標値等を他の自治体と比較すること等により関係者が当該自治体の取り組みの状況を把握し以後の対応に活用すること
- ・ なお都道府県レベルの評価に限定しており、市町村は対象としていない

体系については、

- ・ 住民の視点（サービスを受ける側にとっての関心）に立脚したもの（行政的な分類ではない）とする
- ・ 住民が社会保障サービスを受けるにあたり、全国共通して期待される地域社会の包括的類型を設定（地域社会—目標—具体的目標の層的構造）し、対応する指標を選定（開発）する
- ・ 2の具体的目標に対応した指標（結果指標—中間指標—取り組み指標の層的構造）とする

結果指標：具体的な目標の達成状況を端  
中間指標：行政施策の直接的結果（成果）  
を表しかつ具体的な目標の達

成に不可欠な中間段階の進捗  
状況を表すもの

取り組み指標：行政施策としての投入  
（量・質）を表すもの

・ 個別に指標を検討する際に考慮すべき事項として以下のものがある。

- (1) 複数の具体的目標にまたがって達成状況を表す結果指標は目標の下に設定する。複数の目標にまたがって達成状況を表す結果指標は地域社会の下に設定する
- (2) 具体的目標の内容によっては指標の層的構造が成立しない場合もある  
（例：結果指標＝取り組み指標、中間指標が存在しない）
- (3) 自治体の性格（都道府県、市町村等）により求められるサービスそれぞれの指標の峻別が必要となる
- (4) 取り組み指標には客観的指標が結果指標と中間指標には客観的指標と主観的指標が用いられる
- (5) 指標には絶対数と率・割合のどちらを用いても良い

解釈と留意事項については、

- ・ 指標に解釈を付記する
- ・ 解釈は指標の意味する内容と数値の大小の価値的判断の両者を明示する
- ・ 2の解釈を機械的に行うことが状況を正しく反映しないおそれのある場合はその理由と内容を留意事項として付記する

情報源については、

- ・ 指標の情報源として既存統計等が活用可能か検討する
- ・ 活用不可の場合は入手方法を検討する

その他として、

- ・ 指標は鋭敏なものを選定（開発）しその数は可能な限り絞り込むよう努力する

- ・ 指標の選定（開発）は研究者・協力者間の協議を通じたコンセンサスによる

### 3. I. 健康で安心して暮らせる地域社会

#### (1) ①良質な医療が受けられること

「必要な情報が提供されること」に関しては、結果指標としては、患者側の視点に立ち「地域医療に関する情報の満足度」を提案した。この場合、「満足」という主観を調査することから、この指標を用い全国及び地域ブロックで自治体等を比較する場合は、調査方法、調査時期等、その統一を図る必要がある。

中間指標としては、医療機関が情報提供をしていることを客観的に評価できる指標として、「ホームページや院内パンフレットなどで情報提供を行っている医療機関の比率」、取り組み指標としては、医療情報の提供についての自治体の取り組みを反映する「医療情報の提供に取り組む関係団体等に対する自治体の支援の有無及びその予算額」を提案した。これら指標については、地元医師会等関係団体の協力が不可欠であること、また、これら指標を用い全国及び地域ブロックで自治体等を比較する場合は、調査方法、調査時期等、その統一を図る必要があることが重要である。

「24時間適切な救急医療が受けられること」に関しては、結果指標としては、患者側の視点に立ち「救急蘇生指標」を提案した。この指標については、地元医師会等関係団体や消防関係機関等の協力が不可欠である。

中間指標としては、救急患者の救命率の向上の観点から「公共施設におけるAEDの設置数」、「人口1000人あたりの救急医療機関数」、「人口1000人あたりの救急救命士数」、

「救急医療情報システムを通じて稼働した病床数」を、取り組み指標としては、救急医療提供体制についての自治体の取り組みを反映する「自治体一般会計に占める救急医療関係予算の比率」を提案した。これら指標については、これらの指標は、既存データの活用で対応できると考える。

「身近で適切な医療（在宅医療、高度医療を含む）が受けられること」に関しては、死亡に関する客観的指標である「がんなど、三大死因の死亡率」、在宅医療重視の観点から「全死亡に対する在宅での死亡者数」、地域の保健医療の基礎的指標である「地域住民の平均寿命」を提案した。これらの指標は、既存データの活用で対応できると考える。

中間指標としては、「地域において在宅医療を受けている患者の比率」、「人口10万人あたりの病床数」、「地域における病診連携、病病連携の状況及び紹介率」を提案した。このうち、「在宅医療を受けている患者の比率」と「地域における病診連携、病病連携の状況及び紹介率」については、別途調査が必要なことから、全国及び地域ブロックで自治体等を比較する場合は、調査方法、調査時期等、その統一を図る必要があることが重要である。また、「人口10万人あたりの病床数」については、原則、医療計画等を参考にしつつ、全国及び地域ブロックで自治体等を比較することが重要であり、その多少で優劣をつけるものではない。

取り組み指標としては、医師確保等、医療提供体制に対する自治体の取り組みを反映する「へき地・離島医師確保のため、地元大学医学部の地域枠の設置など、自治体個別の施策の有無及び自治体一般会計に占める関係予算の比率」、医療提供体制の人員基盤として「人口10万人あたりの医師数及び看護師数」を提案した。このうち、「人口10万人あたりの医師数及び看護師数」については、原則、医療計画等を参考にしつつ、全国及び地域ブロックで自治体等を比較することが重要であり、その多少で優劣をつけるものではない。

「医療の安全と質について確保されていること」に関しては、結果指標としては、患者側の視点に立ち「医療の質と安全に関する満足度」を提案した。この場合、「満足」という主観を調査することから、この指標を用い全国及び地域ブロックで自治体等を比較する

場合は、地元医師会等関係団体との事前の調整や調査方法、調査時期等、その統一を図る必要がある。

中間指標については、医療安全に関する施策の客観的データである「医療安全支援センターの年間相談件数」、「医療の質の向上、医療安全に資するための研修の開催数及び参加者数」、「医療監視の実績数」、「院内感染による年間死亡者数」を、取り組み指標については、医療の質の向上・医療の安全確保に対する自治体の取り組みを反映する「自治体一般会計に占める医療の質の向上・医療安全関係予算の比率」、「院内感染地域支援ネットワーク事業の実施の有無」を提案した。これらの指標は、既存データの活用で対応できると考える。

## (2) ②病気になるはず健康に過ごせること

「健康の保持・増進のための適切な保健サービスが受けられること」に関しては、結果指標としては、住民の視点にたち、「自身の健康状態に対する健康満足度」を提案した。この場合、「満足」という主観を調査することから、この指標を用い全国及び地域ブロックで自治体等を比較する場合は、調査方法、調査時期等、その統一を図る必要がある。中間指標については、地域住民の健康状態を客観的に把握できるデータとして「肥満率」、「喫煙率」、「各種健康診査、検診」を、取り組み指標としては、健康増進・疾病予防に対する自治体の取り組みを反映する「自治体一般会計に占める健康増進関係予算の比率」、地域保健のマンパワーの指標として「人口10万人あたりの保健師数及び栄養士数」、健康増進・疾病予防に対する関係市町村の取り組みを反映する「市町村の健康増進計画の策定率」を提案した。なお、これらの指標は、既存データの活用で対応できると考える。

## (3) ③災害や感染症発生などのときにも適切なサービスが受けられること

「健康危機時に迅速かつ適切な対応がなされること」に関しては、結果指標としては、日常において起こる健康危機である食中毒と感染症事例について、適切な対応がなされたかどうかを反映する指標として、「年間の食中毒事件数、患者、死亡数」及び「急性感染症による死亡者数」を提案した。

中間指標については、食品衛生業務及び感染症対策業務の実績を反映する「年間の食品衛生監視業務の件数」及び「急性感染症発生時に保健所等が対応した平均日数」を、取り組み指標として、健康危機管理に対する自治体の取り組みを反映する「食品衛生、感染症対策等、自治体一般会計に占める通常想定される健康危機管理関係予算の比率」「健康危機管理マニュアルの有無及び更新状況」を提案した。なお、これらの指標は、既存データの活用で対応できると考える。

「健康危機時に住民が必要なサービスを迅速かつ適切に受けられること」に関しては、結果指標としては、大型地震など想定される大規模な健康危機時において実際にどれくらい被害を住民が受けたか評価する指標として、「想定した健康危機時における死亡数」を提案した。なお、この指標は、実際に大規模な健康危機が起こらないと把握ができないが、大規模な広域災害のシュミレーションの結果等では、結果指標としては正確さに欠けるなど、他に適切な指標が見当たらないため、この結果指標を取り上げることとした。

中間指標については、大規模広域災害の発生や新興再興感染症の大流行などに備えた準備を客観的に反映する指標として、「広域災害・救急医療情報システムの有無」、「第一種及び第二種感染症指定医療機関数及び専門病床数」、「大規模災害等、特定の危機管理に備えた訓練の実施回数」を、取り組み指標として、大規模広域災害の発生や新興再興感染症の大流行などの健康危機管理に対する自治体の取り組みを反映する「感染症指定医療の整備や医療機関の耐震化補強等、自治体一